

久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、久留米市補助金等交付規則（昭和50年3月31日久留米市規則第5号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、原油価格・物価高騰により負担が生じている社会福祉施設等に対し、光熱費等の上昇分相当額を支援することにより、社会福祉サービスの質を確保することを目的とする。

(交付対象者の詳細)

第3条 この補助金の交付対象者は、令和8年1月1日（以下「基準日」とする。）で、久留米市内において次の各号の事業所等を開設又は管理する者であって、申請日において事業所等を休止しておらず、基準日から申請日まで継続して事業所等を管理するものとする。

(1) 障害福祉サービス事業所等

- ア 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき指定を受けた事業所。ただし、第2号アに規定する訪問介護と同一の事業所で居宅介護を行う事業所を除く。
- イ 児童福祉法に基づき指定を受けた事業所。ただし、児童発達支援と放課後等デイサービスを同一の事業所かつ定員を併せて定め運営する事業所は、放課後等デイサービス事業所分のみ対象とする。
- ウ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち、自発的活動支援事業、手話通訳者等派遣事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴支援、日中一時支援（ただし、久留米市障害児タイムケア事業に限る。）を実施する事業所等
- エ 補装具業者として久留米市に登録されており、かつ法人等の所在地が久留米市にあるものであり、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに障害者総合支援法第76条第1項に基づく補装具を支給（販売、貸与及び修理）した事業者。ただし、第2号アに規定する福祉用具貸与及び特定福祉用具販売と同一の事業所で実施している事業所を除く。なお、同一事業所で複数の支給実績がある場合も、申請は1度のみとする。

(2) 介護サービス事業所等

- ア 介護保険法の規定に基づく居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の指定を受け、介護保険の対象となるサービスを提供する事業所。ただし、介護予防を含み、介護保険法の

規定に基づく医療みなしの指定並びに共生型居宅サービス及び共生型介護予防サービス事業を除く。

- イ 介護保険法の規定に基づく地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受け、介護保険の対象となるサービスを提供する事業所。ただし、介護予防を含み、共生型地域密着型サービス及び共生型地域密着型介護予防サービスを除く。
- ウ 介護保険法の規定に基づく居宅介護支援
- エ 介護保険法の規定に基づく第一号通所事業（元気向上通所サービス及び短期集中通所サービスに限る。）
- オ 介護保険法の規定に基づく介護保険施設
- カ 老人福祉法の規定に基づく老人福祉施設のうち、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行うものを除く。）
- キ 老人福祉法の規定に基づく有料老人ホームであって、市長に届出を行っている施設（特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行うものを除く。）
- ク 高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当分）であって、市長に登録を受けている施設（特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行うものを除く。）
- ケ 市要綱の規定に基づく、生活支援ハウス

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- い。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（サービス分類及び区分）

第4条 前条に規定する交付対象者のサービス分類及び区分は、別表1に定めるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 補助金の交付額は、別表1に定める額とし、定員数、入所者数は基準日時点の数とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別表2に定める書類を提出しなければならない。

- 2 第3条第2号キに規定する施設を除く事業所については、補助金規則第4条第1項第1号から3号の書類を、同規則第4条第2項及び3項の規定により省略する。
- 3 第3条第2号キに規定する施設については、補助金規則第4条第1項第1号及び第2号の書類を、同規則第4条第2項の規定により省略する。

(交付の決定)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、申請者に対して交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(請求書の省略)

第8条 久留米市金銭会計規則(平成11年3月31日久留米市規則第8号)第28条第1項に定める請求は、同項第13号の規定により省略する。

(申請期間)

第9条 申請期間は、令和8年5月1日から令和8年6月30日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和4年11月24日から施行し、令和4年度の補助金について適用する。

附 則 この要綱は、令和5年8月16日から施行し、改正後の久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定は、令和5年度の補助金について適用する。

附 則 この要綱は、令和5年12月27日から施行し、改正後の久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定は、令和5年度の補助金について適用する。

附 則 この要綱は、令和7年4月21日から施行し、改正後の久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定は、令和7年度の補助金について適用する。

附 則 この要綱は、令和8年5月1日から施行し、改正後の久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定は、令和8年度の補助金について適用する。

別表 1

区分		サービス分類	電気の種類	単価
高齢者 福祉施 設等	入所居 住系①	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 短期入所生活介護※ 1 特定施設入居者生活介護※ 4	高圧	定員 1 人あたり 12,900 円
			低圧	// 12,100 円
	入所居 住系②	特定施設入居者生活介護※ 5 認知症対応型共同生活介護 生活支援ハウス 有料老人ホーム※ 2 サービス付き高齢者向け住宅 (有料老人ホーム該当分) ※ 2	高圧	定員 1 人あたり 24,900 円 (※ 2 は入所者 1 人あたり)
			低圧	// 24,100 円 (※ 2 は入所者 1 人あたり)
	通所系	通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 第一号通所事業 (元気向上通所サービス及び 短期集中通所サービスに限る)	高圧	定員 1 人あたり 9,200 円
			低圧	// 8,100 円
	訪問系 その他	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 福祉用具貸与※ 3 特定福祉用具販売※ 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅介護支援	—	1 事業所あたり 12,600 円

障害者 福祉施 設等	入所系	障害者支援施設 療養介護 共同生活援助 短期入所※1 宿泊型自立訓練	高圧	定員1人あたり 24,900円
			低圧	// 24,100円
	通所系 ①	生活介護 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型・B型 就労選択支援	高圧	定員1人あたり 9,200円
			低圧	// 8,100円
	通所系 ②	児童発達支援 放課後等デイサービス	高圧	定員1人あたり 2,200円
			低圧	// 1,100円
	訪問系 、 補装具 事業者	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 就労定着支援 自立生活援助 保育所等訪問支援 計画相談支援 基幹相談支援 訪問入浴支援 地域活動支援センター事業 手話奉仕員派遣事業 要約筆記奉仕員派遣事業 盲ろう介助・通訳派遣事業 日中一時支援 (タイムケアに限る) 自発的活動支援 補装具	—	1事業所あたり 12,600円

※1 空床利用型を除く

※3 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売は1つの事業所として扱う

※4 特定施設入居者生活介護事業所のうち、軽費老人ホームに該当するもの

※5 特定施設入居者生活介護事業所のうち、※4に該当する事業所を除く

別表 2

対象	提出書類
全事業所	<ul style="list-style-type: none">・ 交付確認書（様式 1）・ 振込口座の通帳の写し（前回と振込口座が異なる場合のみ）・ 電気料金の契約書や利用明細等、高圧・低圧の種別が分かるものの写し（訪問系を除く）・ 役員名簿 （第 3 条第 2 号キに規定する施設で、前回から役員に変更があった場合のみ）・ 氏名、性別、年齢、人数が確認できる基準日時点の入所者名簿 （第 3 条第 2 号キ及びクに規定する施設のみ）
補装具事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 受取証又は納品書、領収書の控え等、令和 7 年度の補装具支給実績がわかるものの写し（1 事例で可）